



クラランスパートナー行動規範

# 腐敗行為防止 行動規範

---

2023

# 目次

はじめに / 3

第1章－汚職行為および利益供与とは何か？ / 4

第2章－順守すべき規則 / 7

贈答品および招待

ファシリテーション・ペイメント

利益相反

採用

仲介者

サービス提供者および商業パートナー ロビー活動

贈答品、企業の社会貢献活動および出資

政治活動への資金提供

買収、資本参加および合併事業

登録簿の管理および正確性

# はじめに

汚職行為または利益供与は、クラランスおよびそのフランス国内外子会社（以下「クラランスグループ」または「当グループ」）にとって、法的および経済的に重大な影響を及ぼしかねない深刻な行為であり、当グループおよびそのブランドの評判に永続的な損害を与える可能性もある。

汚職行為を効果的に取り締まるため、これまで以上に多くの国内法および国際法が施行され、こうした法律の範囲ならびに適用範囲も拡大している。

クラランスグループは、2016年12月9日付法律（サパンII法）第17条に基づき、汚職行為の防止および発見を目的としたコンプライアンスプログラムを策定および実施しており、この腐敗行為防止行動規範（以下「本規範」）はその不可欠な一部である。

すなわち、本規範の目的は、汚職行為および利益供与に対する対策と、そのような状況下で取るべき行動に関する基本原則を、全ての関係者に再認識させることである。

本規範は、当グループの執行役員、協力者および従業員、社外協力者、臨時協力者に適用される。

全てのパートナー（小売業者、サービス提供者、仲介者、販売業者、代理店など）も、本規範の原則を順守すること、または少なくとも本規範に規定されているものと同等の基準を施行すること、さらに自らのパートナーとの取引において本規範の原則を推進することが求められる。

本規定は全てを網羅するものではなく、協力者が直面するおそれのある全ての事態を想定したものではない。これは、それぞれの意思決定に適用されるべきルールを定めたものである。全ての協力者は、本規定に定められた規則を注意深く読み、理解し、起こりうる様々な事態に直面した際には、適切な判断と良識を示す義務がある。



## 第1章

---

汚職行為および利益供与とは何か？

# 汚職行為および利益供与とは何か？

「汚職行為」という一般的な用語には、本来の汚職行為だけでなく、利益供与も含まれる。

汚職行為とは、公職または私職に就いている者が、その職務の範囲に属する行為を実行、延期、または実行しないようにするために、不当な贈答品や利益の申し出、実行、または供与を行うことである。

利益供与とは、贈答品または利益の受領者が、公的機関から有利な決定を得るために、実際または推定される影響力を確実に行使するため、不当な贈答品または利益の申し出、実行、供与を行うことである。

汚職行為または利益供与には、次の人物が3人関与している：

- 贈答品または利益を提供する者；
- 自らの地位に基づく信用を利用する者；
- 決定を下す権限を持つ者（公的機関または行政、裁判官など）。

汚職行為または利益供与に共通する特徴は、自らの直接的または間接的な個人的利益のために、職権により与えられた権力や影響力から金銭的利益を得る不当な利益を受ける側（汚職公務員）による職権の乱用である。

**汚職行為には2種類ある：**

# 汚職行為および利益供与とは何か？

## 汚職行為には2種類ある：

- ・ 汚職行為を行う者が、不当な利益を得るために、何かを提供したり申し出たりして汚職を扇動する、積極的な汚職；および
- ・ 汚職行為が、汚職行為を受けた者、すなわち価値と引き換えに行為を実行する者、または実行を避ける者によって扇動される、受動的な汚職。

この「何か」は、金銭（現金、銀行振込またはその他の支払形態）、支払手段が隠されている場合（虚偽の請求書、コンサルタント料、贈答品、出資など）、現物による利益（イベントへの出席、接待、旅行、贈答品、家族または友人の雇用など）など、様々な形態の可能性がある。

「不当な利益」とは、優遇措置、契約書への署名、機密情報の開示、行動が必要なときに見て見ぬふりをする「有責な」不作為など、様々な形態の可能性がある。

このように、汚職行為には様々な例がある：

- ・ 不当な利益を得る目的で贈答品または個人的な利益を提供すること；
- ・ 意思決定権を持つ仲介者の好意的な介入に対価を支払う；
- ・ 見返り等を期待して公的機関の代表者に特権的な招待をすること。

汚職罪は、不当な利益を約束するだけで、たとえそのような利益を最終的に受け取らなくても成立する。

# 汚職行為および利益供与とは何か？

多くの法律では、公職にある者（以下「公務員」）の汚職行為を処罰している。このような法律は、汚職行為が民間部門の自然人または法人にのみ関与する場合、汚職罪と同様に明確に制裁する；これは私的汚職である

## 公務員とは誰か？

公務員の概念は広く解釈されなければならない、公務を任せられ公権力の地位にある者、または個人的に、あるいは他人を代表して、選挙で選ばれた公職にあるあらゆる者を指す。ある国の国内法の下で公務員とみなされるその他の人物もまた、公務員とみなされなければならない。

## 汚職行為や利益供与があった場合に課される制裁措置の一例

### フランスの場合

- 自然人：5～10年の禁固刑および50～100万ユーロまたは犯罪収益の2倍の罰金
- 法人：250万ユーロから500万ユーロまたは犯罪による収益の2倍の罰金、さらに罰則が追加される

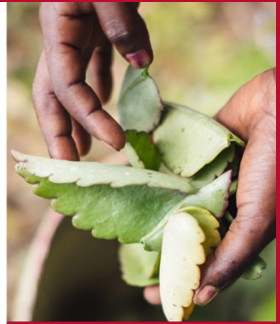
### ドイツの場合

- 自然人：10年以下の懲役および罰金
- 法人：1000万ユーロ以下の罰金

### アメリカの場合（FCPA－公務員汚職）

- 自然人：5年以下の懲役および10万ドル以下の罰金
- 法人：最高2,500万ドルの刑事罰

場合によっては、複数の国で同時に制裁を受けることもある



## 第2章

---

### 順守すべき規則

# 順守すべき規則

本セクションでは、汚職行為を防止し、取り締まるため、クラランスグループ内およびクラランスグループパートナーが順守すべきルールを理解し、実行するために必要な情報について説明している。

## 贈答品および招待

贈答および招待は、しばしば商業的関係を強化するための礼儀作法とみなされる。こうした慣行の性質は、国やその習慣、企業、商取引関係などにより大きく異なる。

しかし、腐敗行為防止規則では、不当な利益を得たり、公的行為に影響力を行使したりすることを目的とした第三者への贈答および招待、およびその他の有価物の譲渡を禁止している。

従って、贈答品または招待の提供または受諾は、特に商取引または公務員への認可/許可申請という文脈においては、より明白な汚職行為の形態の一つと見なされる可能性がある。



## 以下の規則を遵守しなければならない：

- 贈答品および招待は、現地の法律で禁止されていない場合に限り、受領または提供することができる。許可されている場合、贈答品または招待の提供または受諾は例外的な出来事ではない。
- 公務員に対する贈答品および招待の提供、または公務員からの贈答品および招待の受諾は、いかなる状況においても禁止されている。

# 順守すべき規則

- 現金または商品券など現金に相当するもので構成される贈答品は禁止されている。
- 提供または受領される贈答品および招待の目的は、不当な利益の調達またはいかなる人物の行動にも影響を与えるものであってはならない。
- 贈答品および招待は、本質的にプロフェッショナルなものでなければならない。それらは、商業パートナーの家族またはその他の関係を除き、協力者または商業パートナーのみに利益をもたらすものでなければならない。
- 贈答品は、その価値が象徴的なものであるまたは状況を考慮して軽微なものである場合に限り、提供または受諾することができる。
- 協力者は、招待したビジネスパートナーがそのイベントに出席している場合に限り、イベントへの招待を受諾することができる。
- 贈答品、招待および利益は、重要な意思決定から切り離されなければならない（例えば、競争入札手続きの場合）。実際、贈答品または招待は、事後であっても汚職行為の疑いを生じさせるような状況にあるものであってはならない。従って、見返りを期待してはならないため、文脈および利益または贈答品が持つ意味に注意を払う必要がある。
- 提供または受諾される贈答品および招待は、関連会社内においてオープンで透明性のある方法で提供および受諾されなければならない。

いずれにせよ、現地の法律が上記の規則よりも厳しい場合は、より厳しい方の義務に従う必要がある。

# 順守すべき規則

## ファシリテーション・ペイメント

ファシリテーション・ペイメントとは、特定の行政行為（国が発行した文書の処理、認可または許可証の発行など）の完了を確保したり早めたりするために、公務員が要求する（多くの場合、小額の）金銭のことである。このような支払いは、ほとんどの国で禁止されている。



### 以下の規則を遵守しなければならない：

現地の法律で認められている場合でも、ファシリテーション・ペイメントは禁止されている。

## 利益相反

利益相反は、協力者の個人的利益とその会社の利益が相反する可能性がある状況で発生する。

個人的利益とは、協力者が会社から委託された職務および責任を遂行する方法に影響を与えうる、または与えるように見える利益と解釈されなければならない。

このような状況は、例えば協力者がいる場合に起こりうる：

- 会社の名において、現在または将来の個人的利益を促進する契約を交渉する場合；
- 競合他社、会社の顧客またはその他の契約上の取引先が支配する会社が管理する会社と、個人的にまたは家族を通じて、経済的利害関係がある場合；および/または
- 利益相反が汚職行為を隠蔽する可能性がある限り、協力者が利益相反を含む状況が生じないように警戒することが最も重要である場合。

# 順守すべき規則



## 以下の規則を遵守しなければならない：

- 協力者は、会社の最善の利益のために行動することを妨げ、誠実さについて疑念を抱かせるような、個人的、金銭的または家族的利益を優先してはならない。
- 利益相反の可能性がある場合または実際に利益相反がある場合、協力者は委任された業務および職務への参加を控えなければならない。
- 利益相反の可能性がある場合または実際に利益相反がある場合、協力者は直ちに法務部へ状況を報告しなければならない。

## 採用

協力者の採用が、時として汚職行為を隠すこともある。特に将来の契約関係から利益を得る、または行政上の決定に影響を与える目的で、採用企業が特定の応募者の選考の対価として第三者から不当な利益を得る場合、実際には、協力者の採用は汚職行為である可能性がある。



## 以下の規則を遵守しなければならない：

- 採用プロセスにおいて、将来の協力者が品性高潔な人物であること、また採用企業が不当な利益を得ることを可能にするような、公務員または商業パートナーとの密接な関係がないことを確認すること。

# 順守すべき規則

## 仲介者

特定の状況において、企業は、企業に代わり行動する仲介者（商務代理人など）が行った汚職行為に対して法的責任を負うことが認められる場合がある。



### 以下の規則を遵守しなければならない：

- 仲介者に依頼することを決定する場合、正当性を立証し、文書化し、社内手続きに従い承認されなければならない。
- 仲介者への依頼は、すべて綿密に分析し、誠実な仲介者のみとの取引を保証するために、社内手続きに基づき、商業パートナーの特定の状況に適切かつ相応する仲介者の誠実さについて事前に調査（以下「デューデリジェンス」）しなければならない（このような調査は、評判および過去または現在進行中の法的手続、会社の連絡先、株主、会社の歴史、その専門知識、営利団体の経済および財務データ、商業施設の実在性、関連分野における能力および資源、公務員との過去または進行中の契約関係などを対象とする）。
  - このような調査において、疑わしいものを発見した場合、その仲介者との協力関係を排除しなければならない。これは、仲介者がいる状況で発生する：
    - 必要な能力や人材が不足している可能性がある；
    - 公務員により任命または推薦された；
    - 匿名であることを要求したり、透明性に欠ける；

# 順守すべき規則

- 現金での支払い、前払いまたは居住国または活動国以外の国での支払いを求める；
  - 提供されたサービスの価値から見て異常に高額な報酬を要求する；
  - 異常に高額な、または文書化されていない経費の払い戻しを要請する。
- 仲介者に依頼する場合は、書面による契約書に署名しなければならない。このような契約では、期待されるサービス内容、価格や手数料の算定根拠、契約相手が腐敗行為防止規則および法律を順守していること、仲介者が公務員と関係を持たないことを証明する条項、そしてこのような規則に違反した場合の契約解除について明確に規定されていなければならない。
  - 仲介者に関する疑いが解消されるまで、または仲介者が必要な情報の提供を拒否した場合、仲介者と契約を締結することはできない。
  - 仲介者の報酬は、提供されるサービスおよび仲介者が行う業務に相応する合理的なものでなければならない。
  - 特定の規定業務について合意された報酬以外の支払いは、契約条件に厳格に従う場合を除き、行うことはできない。
  - 営業担当者は、各自の活動に関する月次報告書を作成しなければならない。
  - 仲介者の活動に関する全ての具体的な書類は、その後の確認を容易にするため、取引関係全体を通じて保管されなければならない（契約書、提供されたサービスの証明、請求書、支払い）。

# 順守すべき規則

## サービス提供者および商業パートナー

その活動において各企業は、顧客、サプライヤーまたは下請け業者など、多数の商業パートナー（仲介者を除く）との関係を維持している。



### 以下の規則を遵守しなければならない：

- 商業パートナーと取引関係を締結する前に、会社は、社内手続きに従い、商業パートナーの特定の状況に適切かつ相応する仲介者の誠実さについての事前調査（以下「デューデリジェンス」）を実施しなければならない。
- 商業パートナーと締結する契約書や合意書には、腐敗行為防止の誓約を含む条項が含まれていなければならない。

## ロビー活動

ロビー活動とは、特定の目的のために、または望ましい結果を達成するために、政府または機関の決定または指針に影響を与えることを意図した活動のことである。より具体的には、団体の活動に結びつく関連分野における公共政策の立案に対し、建設的かつ透明性のある貢献を行うことである。このような貢献は、公的な意思決定者へ対し、より詳細な情報を提供しようとするものである。

ロビー活動と汚職行為の境界線は、時として曖昧になる。実際、ロビー活動に従事する者が、公務員に有利な法案または活動を支持するよう奨励するため、公務員に利益を提供するような状況では、ロビー活動は汚職行為となる。



### 以下の規則を遵守しなければならない：

- 状況または守るべき利益の如何にかかわらず、公務員とのすべての関係において、誠実さ、知的高潔さおよび透明性を示すこと。

# 順守すべき規則

- 圧力をかけて情報または決定を得ようとせず、信頼できる客観的な情報を提供すること。
- 政治上または規制上の不当な利益を得ようとしないこと。
- 与えられた利益を代表する者が、本規範および適用される規則を順守して活動することを確認すること。

## 贈答品、企業の社会貢献活動および出資

各企業は、特に活動する全ての地域の慈善団体または財団との取引において、金銭的な寄付を行い、企業の社会貢献活動に関与することが適切であると考えられることができる。

また出資も行っている。

これらの贈答品および企業の社会貢献活動、および出資活動は、場合によっては不当な利益を得る目的で行われることがあり、そのような行為は汚職行為に該当するとみなされる可能性がある。



### 以下の規則を遵守しなければならない：

- 贈答品および企業の社会貢献活動、および出資活動は、適用される法律および規制を順守することを条件として許可され、関連企業が定めた手順に従い、詳細な分析および事前調査を実施しなければならない。
- 贈答品および企業の社会貢献活動、および出資活動は、不当な利益を得ようとする、またはいかなる決定にも不当に影響を与えようとするものであってはならない。

# 順守すべき規則

## 政治活動への資金提供

政治活動への資金提供とは、政党、選挙候補者または被選挙人を支援するための直接的または間接的な寄付を意味する。

このような寄付は、金銭の支払いまたは贈答品またはサービスの提供、宣伝、またはその他の党派的活動など、その他の利益が含まれる。

政治活動への資金提供は、ビジネスまたは商業関係を獲得または維持する目的で、不当な利益を隠すために利用される場合がある。つまり、政治活動への資金提供は、直接的または間接的な汚職行為とみなされたり、解釈されたりする可能性がある。



### 以下の規則を遵守しなければならない：

- いかなる政治団体、政党または個人に対しても、会社またはその協力者がその名において、直接的または間接的に金銭的寄付または現物出資を行うことは禁止されている。
- 協力者は、利益相反を生じさせる可能性のある状況を避けるため、個人的な政治活動と会社内での職務を切り離さなければならない。
- 協力者は、会社の財産および資源を個人的な政治目的のために使用してはならない。



# 順守すべき規則

## 買収、資本参加および合併事業

企業、事業部門全体を構成する資産または資本参加の買収、または合併事業の合併または設立においては、ターゲットまたはパートナーが、適用される腐敗行為防止法に関し、不適切な行為を行っていない、また行ったことがないこと、この分野で施行されている法律を順守していることを確認する必要がある。



### 以下の規則を遵守しなければならない：

- 企業買収または資本参加、または合併事業設立の際のデューデリジェンス手続きに、腐敗行為防止に関する項目を含めること。
- 企業買収または資本参加、または合併事業の設立に関連して締結される契約や合意書に、腐敗行為防止に関する条項を含めること。

## 帳簿および登録簿の管理および正確性

帳簿および登録簿とは、この文脈においては、紙または電子形式の全ての会計、財務および商業仕訳に関する記入および記録のことである。これらには、会計、財務および商業仕訳に関する勘定、通信、要約、帳簿、データベースおよびその他の文書が含まれる。

汚職行為の取り締まりにおいて、取引は透明性が高く、徹底的に文書化され、その性質を正確に反映した会計に記録されることが不可欠である。

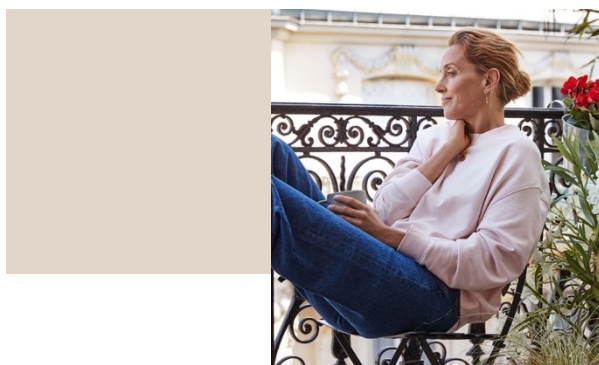
# 順守すべき規則

## 帳簿および登録簿の管理および正確性



### 以下の規則を遵守しなければならない：

- 関連会社の帳簿および登録簿への記載は、不当、不正確、偽造または事実無根であってはならない。
- 会社の帳簿および登録簿は、完了した取引を忠実かつ正確に反映しなければならず、有効な会計基準およびガイドラインに従い作成され、承認されなければならない。
- 社内で規定されている全ての監査および承認手続きを実施し、実行しなければならない。
- 従って、関連するサービスおよびそれに対する支払いが適切であることを証明する書類を保持することが必要である。



The logo for Groupe Clarins features a dark red, curved arch above the text. The word "GROUPE" is written in a small, black, sans-serif font, centered under the arch. Below it, the word "CLARINS" is written in a large, black, serif font, also centered under the arch.

GROUPE  
CLARINS